

法人税率の引き下げと公平問題

岸 昌 三

現在、法人税率の引き下げが税制論議で取上げられている。わが国の法人税率は、アジア諸国に比べてはもちろんのこと、ヨーロッパ諸国に比べても高く、企業の国際競争力を確保する上で必要だとする方向が、政府税制調査会、自民党税制調査会、財界などで浮上している。

法人税は課税競争関係にある諸外国よりも重くすることはできない。わが国が目立って重い法人税をかけると、そうした諸外国に法人資本が移動する。資本が海外に移動すると、国内の雇用機会は少なくなり、給与水準を抑えられる。そうした形で諸外国より重い法人税負担は勤労者に及ぶことになる。資本が国際移動する世界で資本に対する課税の負担が給与所得に帰着するという所以である。かくして法人税率をどれだけにするかは、国際間の課税競争の中で決めるべき問題である。

しかし同時に、法人税の引き下げが法人源泉所得と他の所得との公平上の問題をも考慮する必要がある。本稿では、法人源泉所得の所得課税負担を他の所得、特に利子所得と給与所得と比較し、法人税率の引き下げが他の所得との負担関係をどのように変えるかを考察する。

法人源泉所得の所得課税負担

法人を源泉として発生する所得は、まず法人段階で法人所得として発生する。この法人所得は課税としてはまず法人税を受ける。次に、法人税引所得は配当と内部留保に分かれる。前者は、個人段階で所得税を受ける。

後者は、株価に反映し、それが実現された段階で株式譲渡益課税を受ける。ここで法人源泉所得の所得課税というとき、そうした一連の課税のことを意味している。

総合課税の場合

法人源泉所得の所得課税負担を他の源泉からの所得、特に給与所得、利子所得と比較しよう。その場合、特に個人段階で限界一単位当たりで考えよう。

まず、限界法人所得 100 に対する法人税額は法人税率 30% であるから、

法人税額： 30

となる。

法人税引所得は $100 - 30 = 70$ となる。これが全額配当されると仮定する。限界所得税率を t と記せば、限界所得税負担は

配当控除前所得税額： $70t$

となる。個人段階での所得限界一単位当たりの所得税負担は、課税所得階層に依存する。

現行では所得税の限界税率は、次の通りである。

課税所得階層	限界税率
0～195 万円	5%
195～330 万円	10%
330～695 万円	20%
695～900 万円	23%
900～1800 万円.....	33%
1800 万円～	40%

したがって限界所得税率 t は課税所得階層により上記のような諸税率をとる。

現行制度では二重課税を緩和するため配当控除が講じられている。配当

法人税率の引き下げと公平問題

控除率は、他の所得に配当所得を上積みして 1000 万円以下の場合、配当所得の 10%、1000 万円超の場合、同 5% である。したがって、次の 5 つの課税所得階層に区分することができる。

第一階層：限界税率 5%／配当控除率 10%

第二階層：限界税率 10%／配当控除率 10%

第三階層：限界税率 20%／配当控除率 10%

第四階層：限界税率 23%／配当控除率 10%

第五階層：限界税率 33%／配当控除率 10%

第六階層：限界税率 33%／配当控除率 5%

第七階層：限界税率 40%／配当控除率 5%

配当控除率を c と記せば、配当控除額は、配当に配当控除率を掛けたものとして $70c$ となる。したがって最終所得税額は

$$\text{配当控除後所得税額：} \quad 70t - 70c = 70(t - c)$$

となる。法人税額 30 と上記最終所得税額の負担合計は、

$$\text{法人源泉所得の総所得課税額：} 30 + 70(t - c)$$

となる。

配当分離課税の場合

現行配当分離課税では税率は 15% であるから、所得税額は $70 \times 0.15 = 10.5$ となる。これと法人税額 30 を合わせると、法人源泉所得の総所得課税額は、

$$40.5$$

となり、いうまでもなく、分離課税の場合、課税所得階層に依存しない。

利子所得の所得課税負担

さて、利子所得の所得税額は、現行 15% の分離課税のもとでは、

法人税率の引き下げと公平問題

$$100 \times 0.15 = 15$$

となる。

給与所得課税の所得課税負担

給与所得については

$$100 t$$

となる。

各種所得間の所得課税負担の比較

さて，法人源泉所得，利子所得および給与所得の間で所得課税負担を比較しよう．ここでは，限界での所得課税負担を比較する．各課税所得階層

表 1 法人所得，利子所得および給与所得の各限界 100 単位に対する所得課税負担

課税所得階層	法人所得に対する所得課税 (法人税額＋所得税額)		利子に対する 所得税③	給与に対する 所得税④
	所得税で 総合課税①	所得税で15% 分離課税②		
第一(限界税率 5% ／配当控除率 10%)	26.5	40.5	15	5
第二(限界税率 10% ／配当控除率 10%)	30	40.5	15	10
第三(限界税率 20% ／配当控除率 10%)	37	40.5	15	20
第四(限界税率 23% ／配当控除率 10%)	39.1	40.5	15	23
第五(限界税率 33% ／配当控除率 10%)	46.1	40.5	15	33
第六(限界税率 33% ／配当控除率 5%)	49.6	40.5	15	33
第七(限界税率 40% ／配当控除率 5%)	54.5	40.5	15	40

について法人源泉所得，利子所得および給与所得の限界所得課税負担を算出すると，表1のようになる。

まず，列①に示すように，法人源泉所得の所得課税負担は，配当を所得税で総合課税する場合は，累進的になる．それは所得税での配当に対する総合課税が影響しているからである．配当を分離課税する場合は，列②に示すように，一定（40.5）になる．次に，利子所得の負担は，分離課税であるから，③に示すように，一定（15）である．最後に，給与所得の負担は，列④に示すように，累進的になる．

次に，配当所得（総合課税と分離課税）の負担を利子所得および給与所得と比較しよう．このため，法人源泉所得の負担から利子所得と給与所得のそれぞれの負担を差し引いたものを表2に示すことにする．

さて，各種の所得に対する課税別の負担を比較しよう．

表2 法人所得，利子所得および給与所得の各限界100単位に対する所得課税負担の比較

課税所得階層	総合課税と 分離課税の 比較 ①－②	配当総合課 と利子課税 の比較 ①－③	配当総合課 と給与所得 課税の比較 ①－④	配当分離課 税と利子課 税の比較 ②－③	配当分離課 税と給与所得課税の比較 ②－④
第一（限界税率5% ／配当控除率10%）	－14	11.5	21.5	25.5	35.5
第二（限界税率10% ／配当控除率10%）	－10.5	15.0	20.0	25.5	30.5
第三（限界税率20% ／配当控除率10%）	－3.5	22.0	17.0	25.5	20.5
第四（限界税率23% ／配当控除率10%）	－1.4	24.1	16.1	25.5	17.5
第五（限界税率33% ／配当控除率10%）	5.6	31.1	13.1	25.5	7.5
第六（限界税率33% ／配当控除率5%）	9.1	34.6	16.6	25.5	7.5
第七（限界税率40% ／配当控除率5%）	14.0	39.5	14.5	25.5	0.5

(1) 配当に対する総合課税と分離課税の比較

まず、法人源泉所得を所得税段階で総合課税する場合と分離課税する場合を比較しよう。課税所得階層が低い段階では（第一階層から第四階層）では、総合課税が有利で、それから階層を上がると分離課税が有利になる。

(2) 配当に対して総合課税と利子所得および給与所得に対する課税の比較

次に、配当を総合課税する場合の負担を、利子所得および給与所得との間で比較しよう。

利子所得との比較 利子は一定の分離課税であるから、階層にかかわらず同じであるのに対して、法人源泉所得は法人段階で一定率で課税され、株主段階で累進課税になる。このことから、課税所得階層が上がるほど、法人源泉所得と利子所得との負担の差は大きくなる。

給与所得との比較 給与所得は累進課税であることから、利子所得に対する場合と違って、法人源泉所得と給与所得との負担の差は、階層を上げるにつれて縮小する。

(3) 配当に対する分離課税と利子所得および給与所得に対する課税の比較

利子所得との比較 法人源泉所得が分配されて個人段階で分離課税される場合、その所得課税負担は階層にかかわらず一定（40.5）である。したがって分離比例課税される利子所得との負担の差も階層にかかわらず一定（25.5）になる。

給与所得との比較 上述のように、法人源泉所得が分配されて個人段階で分離課税される場合、その所得課税負担は階層にかかわらず一定（40.5）である。給与所得は累進課税であるから、給与所得との負担の差は階層が上がるとともに縮小する。

以上、法人源泉所得と他の所得との所得課税負担を比較した。一般に、

法人源泉所得には法人税と所得税が課税（二重課税）されるのであるから、その所得課税負担が他の所得よりも大きくなることは明白である。

法人所得の留保：キャピタルゲイン課税の負担

上述の考察は、法人所得が全部配当されると仮定していた。法人所得が配当と留保に分かれることを考慮すると、問題は複雑になる。留保利潤は株式キャピタルゲインに反映する。純理論レベルの話として、もし配当政策が株主にとって無関係であり、法人留保が1対1でそのままキャピタルゲインに反映し、それが未実現ベースで年次課税できるものとすれば、所得課税の負担は、全額配当される場合の分析が当てはまり、配当性向の如何には関係しない。しかし、現実には留保利潤のキャピタルゲインへの反映は、そのようなものではないし、株式キャピタルゲイン課税は実際には実現されたゲインに限定されるので、留保分については課税は延期されることになる。現行制度では株式譲渡益は、中小配当に対する課税の場合と同じく15%で分離比例課税（国税で）される。株式譲渡益は長期のものについては平均課税問題に絡み、総合課税することが難しい。一般に株式譲渡益課税は配当政策において留保を有利にしていると説かれる。このようにみえてくると、留保所得を考慮すると、前記の数値比較では法人源泉所得の所得課税負担の数値をある程度割り引いて考えるべきであろう。ただし個人会社では全額配当されるという想定でよいであろう。

キャピタルゲイン課税の有利性：例示

上で、法人所得の留保を考慮するとき、前記の数値比較を修正する必要を指摘したが、どれだけ修正するかを数量化することは難しい。しかし例示的に思い切った仮定をおいてそれを試みてみよう。

すでに述べたところから、100の法人所得の法人税引所得は70であ

る．配当性向を h とすれば，留保分は $70(1-h)$ になり，これに等しいキャピタルゲインに比例税率 p で当期に課税するものとすれば，税額は

$$70p(1-h)$$

となる．他方，これに n 年後に実現ベースで課税するものとし，その現在価値を求めると，割引率を i とすれば，

$$70p(1-h)/(1+i)^n$$

となる．当期に課税する場合と n 年後に課税する場合の税負担を比較するため上記の二式の差を求めると，

$$70p(1-h)[1-1/(1+i)^n]$$

となる．この値がプラスになることは明白で，法人所得を内部留保してキャピタルゲイン課税を通じて税負担を先延ばしした方が有利であることを示している．問題はそれがどの程度であるかである．いま各種の文字に経験的な数値を当てはめて，上式の具体的数値を求めてみよう．キャピタルゲインを実現する時期 n を 10 年後とし，配当性向 h を 0.5，キャピタルゲインに対する税率 p を現行税率の 0.15，割引率 i を 0.01668（10 年国債の利回り）として，概算すれば，0.76 となる．実現時期を 5 年後，割引率を 0.00300（郵便貯金 3 年以上）とすれば，0.16 となる．これは 100 の法人限界所得についての値で，1（すなわち 1%）に満たない．これは前掲の表 2 に示した各種所得に対する税負担の違いを表す数値のオーダーに比べると，はるかに小さい．これはキャピタルゲイン課税の有利性がそれほど大きくないことを意味している．

このようにみえてくると，法人源泉の所得に対する所得課税負担が他の所得に比べて大きいことはあっても小さすぎるとは言えない．

上述から，法人源泉所得の課税負担は，課税所得階層別で僅かの例外はあるが，また，課税所得階層別に程度の差があるが，概ね利子所得や給与所得よりも重いと言える．これはいうまでもなく法人源泉の所得が法人税を個人所得課税の先取りとして受けることからくる．法人税は，個人会社

法人税率の引き下げと公平問題

は別にして、株主段階ではその負担を意識しないが、構造的には法人源泉所得が利子所得や給与所得よりも重いことになっている。

法人税率引き上げの公平問題

法人税率の引き上げが法人源泉所得と他の所得との間の負担公平問題にどのように影響するかを考えよう。法人税率を現行の 30% から 5% だけ引下げて 25% にした場合を例にとって、これまでと同じ分析を進めたものを表 3 に示した。

表 3 法人税率を 25% に引下げた場合の各種所得の負担比較

課税所得階層	所得税で 総合課税 ⑤	所得税で 15%分離 課税 ⑥	配当総合 課税と配 当分離課 税の比較 ⑤－⑥	配当総合課税の 場合		配当分離課税の 場合	
				利子所得 との負担 比較 ⑤－③	給与所得 との負担 比較 ⑤－④	利子所得 との負担 比較 ⑥－③	給与所得 との負担 比較 ⑥－④
第一(限界税率 5% ／配当控除率 10%)	－3.5	36.25	－39.75	－18.5	－8.5	21.25	31.25
第二(限界税率 10% ／配当控除率 10%)	0.25	36.25	－36	－14.75	－9.75	21.25	26.25
第三(限界税率 20% ／配当控除率 10%)	7.75	36.25	－28.5	－7.25	－12.25	21.25	16.25
第四(限界税率 23% ／配当控除率 10%)	10	36.25	－26.25	－5	－13	21.25	13.25
第五(限界税率 33% ／配当控除率 10%)	17.5	36.25	－18.75	2.5	－15.5	21.25	3.25
第六(限界税率 33% ／配当控除率 5%)	21.25	36.25	－15	6.25	－11.75	21.25	3.25
第七(限界税率 40% ／配当控除率 5%)	26.5	36.25	－9.75	11.5	－13.5	21.25	－3.75

表 3 より見て取れる諸結果を以下に列挙する。

(1) 配当を総合課税する場合と分離課税する場合との比較：

表3の第4列に示すように、税負担は全階層にわたり配当分離課税の方が重くなっている。総合課税の方が有利になったわけである。

(2) 配当を総合課税する場合と利子所得課税との比較：

表2の第3列が示すように、現行では、全階層で法人源泉所得が利子所得よりも負担が重い、今度は第四階層まで法人源泉所得の方が軽くなっている（表3、第5列）。

(3) 配当を総合課税する場合と給与所得課税との比較：

表2の第4列が示すように、現行では、全階層で法人源泉所得が給与所得よりも負担が重い、今度は全階層で法人源泉所得の方が軽くなっている（表3、第6列）。

(4) 配当を分離課税する場合と利子所得課税との比較：

表2第5列が示すように、現行では、法人源泉所得が利子所得よりも負担が重い、今度は全階層についてそれが一様に縮小している（表3第7列）。

(5) 配当を分離課税する場合と給与所得課税との比較：

現行に比べて、全般に負担格差は縮まっている。第七階層については、給与所得の方の負担が重くなっている（表2第6列、表3第8列）。

以上から、公平上の問題として、配当の総合課税の場合、法人税率引き下げが法人源泉所得の負担が給与所得よりも全般に軽くなるという点がある。

配当の総合課税の場合、配当は高額配当に当たるので、こうした法人源泉所得にとっての有利さが生ずるのを累進課税上どう評価するか。上では、5%の法人税率引下げを想定したが、どの程度引下げられるかも結果を左右する。また上の分析は、法人の所得留保をゼロと仮定しているが、これを考慮に入れるとさらに問題は複雑になる。

一般に、各種所得間の負担格差は所得の種別で差別しないという点ではできるだけ小さいのが望ましい。しかし、所得税で累進税率が行われるか

ぎり、それは難しい課題である。各種所得間でどの程度の負担格差を容認するかは、公平あるいは所得分配政策上の判断に帰する問題である。

結 論

本稿では、国税だけについて法人源泉所得の所得課税負担を考えた。地方税の所得課税負担も考慮する必要がある。すなわち、地方段階で同じように法人所得にかかる住民税の法人税割と法人事業税の税率を併せ考えなければならないが、それは同じ方法で分析できる。地方税を加えると、法人の限界実効税率に住民税法人税割の税率や事業税の所得割税率、地方税レベルでの配当控除率、それに住民税所得割、利子割、配当割、株式譲渡所得割などが関係する。

ただ、各種所得間での公平問題であるから、国税レベルだけの議論でもそれなりの意味があると思う。地方税を考慮に入れても、上述の分析結果の基本を大きく変えることはないと思う。

法人税率の変更は、公平問題に複雑に関連している。グローバル世界での租税政策は、国際間の課税競争の中で決定しなければならない状況におかれている。資本課税の内外格差で資本が海外流出すると、その負担は労働所得にもかかってくる。もちろん、国内雇用も厳しくなる。これは経済安定化政策の問題である。法人税の課税水準をどれだけにするかは、安定化政策の目標（高水準の雇用）と再分配政策の目標（公平）との調和・妥協を迫るものである。

(2006年11月3日受理)